て出掛けたが右股の入口の深みで忽ち一尾釣れたので

尺程の積雪を越えながら奥深く釣り試みたが少しも

快晴の日などには良く釣れる。水温が低くとも春とも

子や餌付けが判り難い故普通は夜釣りをせぬものであ ヤマベの索餌もニブイと思ふが釣人にとつても川の様 夜半に起き出して釣つたらヤマベが一尾釣れた。夜は 營林署の室小屋に泊つたが、月光が美しく明るいので

(北海道區水產州究所長兼道立水產試驗場長)

なれば本能的に索餌するのであろら。

或る年の秋に凾高水の同僚二名と右と同じ川にある

釣れなかつた。然し春先は相當の積雪があつても暖い

判る。

以下その實情にふれてみよらっ

從來根本的な對策もなく農漁村に對する脅威も相富

15

漁民の脅威も又つのるばかりである。

にこうした被害をめぐつての紛爭が起つているが零細 の廢液でノリと貝に多大の被害を及ぼした事實、各所 炭礦の鑛毒で海藻やアワビが全滅した話或は人絹工場

水産資源保護法にもとづいて極力解決する方針だが 提唱する

ル水質汚濁防止法

の制定に協力する一方、

なぜ解決策が進展せず、鑛毒、有毒廢水問患が絶えな

つのつているのでその成否が注視の的となつているが

いかと言うと次のような實情があるからだと言う事が

すのがつねで戰後新しい漁業法が制定になってからは 工場側の代表が話合つて涙金のやり取りぐらいで濟 ところでこうした被害に對して從來は地元の漁業者と

漁業權の侵害」「漁業調整規則による有害物除去

省では根本的な解決策として一昨年末安本資源委員

工業の汚毒魔水による水動物の被害に對して農林

水産

資源保護法は制定されたが

十一億一千六百七十六万圓の被害とみられているのパ

ルプ工場の廢水で河口のウナギ、コ

イが浮き上つた話

十一年か

ら二十四年までに全國で二百

九拾件、ざつと

っての紛争が絶えず、農林省に集った報告だけでも二

必ずしも公平には行はれていないのが實情だの を公然と補償させる事が出來るようになつたもの」、 などの規定で知事がはつきり有害と認めた場合は損害

過去三十年來、鑛工業者と漁業者の間に水質をめぐ

と横やりがあり、結局議院でこうした問題は「實施の 會から「農林省が勝手にこんなものを作る法はない」 上程しようという際、参議院の建設委員會、通産委員 や禁止をうたつているわけだが、これも當時水會議 **蓬資源保護法』で、第四條第四項に有害物廏出** ずにいる。そこで農林省で採り上げたのが後者の が入つて、旣に條文まで出來ているのに踏切りがつか らものなのだが、最初から

鑛工業者から

猛烈な横やり

らみれ つて、農林省でもこれといつた妙手もなく今日に至つ **鑛山の廢水施設を完備する事だが、鑛工業者の立場か** 何と言つてもこれを根本的に解决するにはまず工場や ば、經營上採算がとれなくなるという問題もあ

そこで現在政府が考えている解決策は厚生省が成案を

たものだ。

法』の規定による有害物廢出の制限、禁止措置だが、 練つている〃水質汚濁防止〃の制定と〃水産資源保護

もので、實施するにはなかくく簡單にいかない複雑な 修正條文を入れてようやく幕切れぎりくへに通過した 前に前もつて通産大臣に協議した上で決める」という

政治問題を背景にしている。

汚濁防止に協力する積極的な動きも起り、あらためて しかしこれ等の問題もだんくく認識が高まつており、

意氣込んでいる事でもあり、 けても二十七年度からは獨自の立場から實施しようと 實施しようとしてある程度通産省あたりから制限を受 施設を設備する等の明るい實例もあるので、農林省で 工場と漁業者の間に契約書を取交して完全な廢水除去 明るい希望はもてるよう

 \hat{s}

事

有害

も含めて河川や湖、海岸の水質に一定の標準をきめ、 板には公共衞生を建前に襄には水産物、農作物の保護 よつて政府が具體的な法案を練つているもので、 前者は二十四年九月安本資源調査委員會からの勸告に

と認めた場合はそれど〜强力な禁止措置を採ろうとい このためには特に國立水質研究所を設けて調査し

廳丨

本場 職 事務補

大門政治、宗原武雄 一月一日

十勝支場 技術補 地方技官 田畑穰一 板谷茂 二六年七月一八日 月三日

本場

事務補 山屋清一 二六年二二月三一日

北見支場